

第13章 財源計画

13.1. 概算事業費

メーカーヒアリング・市場調査によって得られた回答から整理した施設整備費（設計・建設費）及び和光市旧ごみ焼却場解体工事に係る概算事業費は、表 13-1 に示すとおりです。

表 13-1 概算事業費（DBO方式・税別）

	概算事業費	備考
エネルギー回収型廃棄物処理施設	約206億円	和光市旧ごみ焼却場解体工事含む
マテリアルリサイクル推進施設	約33億円	
合計	約239億円	

なお、本事業の事業費検討については、図 13-1 に示す流れで進めていきます。

本計画における概算事業費は、現段階での調査結果であるため、実際の予定価格や落札価格については、今後の社会情勢や経済情勢の変化、施設内容や運営の詳細仕様等によって変化することが多くなっています。

本事業においても、事業者選定段階で見積等調査を行う予定とし、引き続き事業費精査及び検討をしていくものとします。

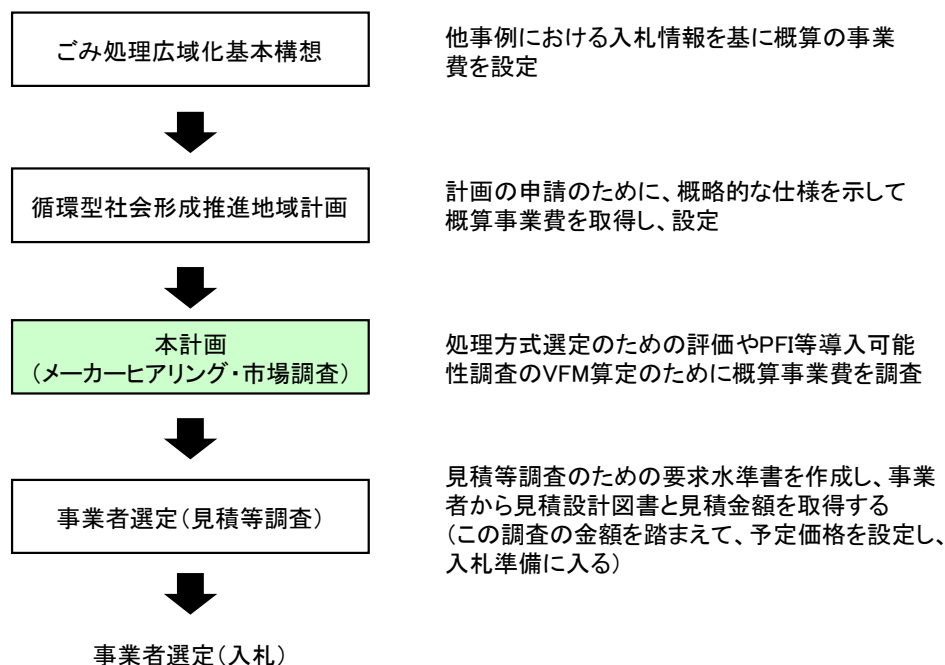


図 13-1 事業費検討の流れ

13.2. 財源の検討

本施設の建設にあたっては、環境省から「循環型社会形成推進交付金」または「廃棄物処理施設整備交付金」を受けることができます。

交付金の額は、交付対象となる廃棄物処理施設等の範囲に係る工事費の1/3となっています。エネルギー回収型廃棄物処理施設については、ボイラや発電機等の一部に限り、工事費の1/2が交付対象となります。

和光市旧ごみ焼却場解体工事、造成工事、雨水流出抑制施設設置工事については、交付対象外となります。

また、一般廃棄物処理施設の建設においては、「一般廃棄物処理事業債」を活用することが可能です。財源計画における起債の算定は、交付対象事業については、起債充当率90%、交付対象外事業については起債充当率75%となっています。

交付金及び起債で調達できなかった部分については、一般財源の確保が必要になります。

なお、これらの制度は見直されることがあるため、最新の制度に基づいて財政措置を行う必要があります。

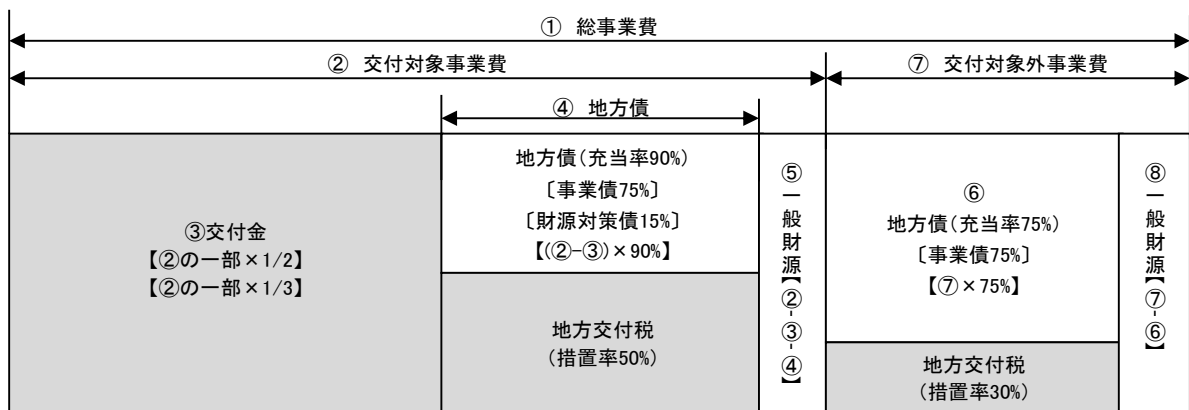


図 13-2 廃棄物処理施設整備に係る交付対象事業の財源内訳

13.3. 本事業の財源計画

13.3.1. 施設整備費（設計・建設費）

施設整備費（設計・建設費）に係る財源計画は表 13-2 に示すとおりです。

表 13-2 施設整備費に係る財源計画（DBO方式・税別）

	金額	備考
施設整備費	約239億円	
交付金	約60億円	
起債	約160億円	
一般財源	約19億円	

13.3.2. 運営費

運営費については、年間あたり約9億円（DBO方式・税別）となりますが、一般財源で賄うものとしします。